

埼玉県食の安全推進委員会推進チーム設置要領

(設置目的)

- 第1条 埼玉県食の安全推進委員会設置要綱第6条の規定に基づき、埼玉県食の安全推進委員会（以下、推進委員会という。）推進チーム（以下、推進チームという。）を別表のとおり設置する。
- 2 推進チームの設置、所掌事項、構成、庶務等については、この要領の定めるところによる。

(所掌事項)

- 第2条 推進チームは、それぞれ、埼玉県（以下「県」という。）の食の安全・安心確保に関する次の事項を所掌し、集中的に調査審議する。
- (1) 県の食の安全確保に関する課題解決に関すること
- (2) その他前条の目的を達成するために必要な事項

(構成)

- 第3条 各推進チームは、リーダー、サブリーダー及びチーム員をもって構成する。
- 2 リーダー及びサブリーダーは、チーム員の互選とする。
- 3 各チーム員は、次に掲げる者を中心に構成する。
- (1) 学識経験者
- (2) 農業生産者
- (3) 食品加工・流通業者
- (4) 消費者
- (5) その他
- 4 チーム員は、必要に応じて追加できるものとする。
- 5 リーダーは、各推進チームを代表し、それぞれの推進チームを統括する。
- 6 サブリーダーは、リーダーを補佐し、リーダーに事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第4条 推進チームは、委員長が招集し、主宰する。
- 2 委員長は、必要に応じて、チーム員以外の者に出席を求め、意見等を聴くことができる。

(報告)

- 第5条 リーダーは、推進チームにおける検討内容を取りまとめて、推進委員会に報告するものとする。

(庶務)

第6条 推進チームの庶務は、食品安全課において処理する。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、推進チームの運営について必要な事項は、推進チームにおいて協議して定める。

附則

この要領は、令和元年12月2日から施行する。

別表 推進チームの設置 (第1条)

1	H A C C P 推進チーム
---	-----------------